

令和6年度業務用防災備品の購入等業務

入 札 説 明 書

独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社U R コミュニティの調達契約に係る入札公告（令和6年5月9日付）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 競争参加資格
- 3 入札心得書
- 4 入札書及び封筒（様式）
- 5 内訳書（様式）
- 6 委任状（様式）
- 7 使用印鑑届（様式）
- 8 競争参加資格確認申請書（様式）
- 9 会社概要書（様式）
- 10 納入物品保証書（様式）
- 11 同等品申請書（様式）
- 12 単価契約書
- 13 個人情報等の保護に関する特約条項
- 14 提出書類一覧表
- 15 仕様書【別冊】

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社U R コミュニティ 東日本業務センター

1 入札等実施要領

I 入札及び契約に関する事項

1 発注者の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 東日本業務センター
センター長 藤田 克己

2 調達内容

(1) 購入等件名

令和6年度業務用防災備品の購入等業務

(2) 調達予定数量

仕様書による

(3) 納入期限

契約締結日翌日から令和6年8月30日（金）まで

(4) 納入場所

仕様書による

3 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は、**2 競争参加資格**に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書等を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、**2 競争参加資格** 1 (1)及び(2)ロハに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けたものが競争に参加するためには、申請書等提出時までに下記のとおり一般競争参加資格の申請を行い、開札時までに**2 競争参加資格** 1 (2) イに掲げる競争参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 一般競争参加資格の申請

イ 提出期間

令和6年5月9日（木）から令和6年5月27日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日午前10時から午後5時まで

ロ 問い合わせ先

〒163-1382 東京都新宿区西新宿 6-5-1

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

総務部経理課 電話 03-5323-3171

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(2) 競争参加資格確認申請書等の提出

イ 提出期間

令和6年5月9日（木）から令和6年5月27日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後5時まで

ロ 提出場所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-22 テラススクエア 9階

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 東日本業務センター

業務課 電話 03-5217-0546

ハ 提出方法

持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。また、封筒に「申請書在中」と朱書きすること。

ただし、持参する場合は、あらかじめ提出日時を電話等により提出場所へ連絡のうえ、提出すること。

4 同等品の認定申請及び認定判定

- (1) 仕様書記載の基準品以外で応札しようとする場合は、「11 同等品申請書（様式）」により同等品の認定申請を行い、発注者の審査を受け、認定を受けた上でなければならない。なお、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において定められている特定調達品目の同等品については、必ず特定調達物品（グリーン購入法適合商品）とすること。

(2) 提出期限及び場所、提出方法

3(2) ロに同じ。ただし、申請書とは別で提出する場合は、封筒に件名を記載し「同等品申請書在中」と朱書きすること。

(3) 同等品の認定判定は、「認定結果回答書」の閲覧をもって行う。

イ 閲覧期間

令和6年6月6日（木）から令和6年7月9日（火）まで

（土曜及び日曜・祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで）

ロ 閲覧場所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-22 テラススクエア 9 階
独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社 U R コミュニティ 東日本業務センター 閲覧コーナー

5 質問書の提出及び回答

(1) 入札、仕様等に対する質問は、「質問書（任意様式）」の提出による。

イ 提出期限

令和 6 年 6 月 28 日（金）午後 5 時
ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。
また、封筒に件名を記載し「質問書在中」と朱書すること。

ロ 提出場所

3 (2) ロに同じ。

(2) 質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

イ 閲覧期間

令和 6 年 7 月 3 日（水）から令和 6 年 7 月 9 日（火）まで

ロ 閲覧場所

4 (3) ロの提出場所に同じ。

6 競争参加資格の確認通知等

(1) 競争参加資格の確認通知

競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 6 年 6 月 6 日（木）までに郵送により通知する。ただし、競争参加資格確認申請書提出時点において参加資格を満たしていても、その後開札の時までの期間に指名停止措置を受けた者は選定しない。

また、選定を行った後、指名停止措置を受けた場合には、選定を取り消し、その旨を当該者に通知する。なお、選定しなかった者に対しては、その旨及びその理由を通知する。

(2) 苦情申立て

① 申請書等を提出した者のうち、(1) で競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（任意様式）により説明を求めることができる。

イ 提出期限：令和 6 年 6 月 17 日（月）午後 5 時まで

ロ 提出場所：3 (2) ロに同じ。

ハ 提出方法：提出場所へ持参するものとする。

- ② 発注者は、説明を求められたときは、令和6年6月27日（木）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- ③ 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- ④ 発注者は、②の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
- ⑤ 本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続き等に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平7.12.14付政府調達苦情処理推進本部決定）」により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

7 入札書等の提出

(1) 提出期限

令和6年7月9日（火）正午

提出期限までに必着での書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。また、表封筒に件名を記載し「入札書在中」と朱書すること。

(2) 提出場所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-22 テラススクエア9階
独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 東日本業務センター
契約課 電話 03-5217-0559

8 開札

(1) 日時

令和6年7月10日（水）午前10時

(2) 場所

7(2)に同じ。

※入札者又はその代理人の立会いは不可とする。

(3) 入札方法

- イ 入札金額は、仕様書に示した品目ごとの単価に予定数量を乗じた金額の総価を記載すること。また、入札書に入札価格の「5 内訳書（様式）」を添付（同封）する。
- ロ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額を算定した品目ごとの単価を契約単価とする。

9 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 4 号）第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 手続における交渉の有無

無

13 契約書作成の要否

別に定める「単価契約書」による。また、同日付けで別に定める「個人情報等の保護に関する特約条項」を締結するものとする。

14 支払条件

単価契約書のとおり。

15 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、「独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める」とされているところ。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力のない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ② 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相

当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名
- ② 機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

16 問い合わせ先

3(2)ロに同じ。

2 競争参加資格

1 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

- イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者
- ロ 競争参加資格確認書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人都市再生機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者
- ハ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者

(2) 次の要件をすべて満たしている者であること。

- イ 令和 5・6 年度当機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「物品販売」の資格を有すると認定された者であること。なお、当該競争参加資格を有しない者は、当説明書に定める競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、かつ開札日までに競争参加資格の認定を受けていること。

競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒163-1382 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー19 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理課
電話 03-5323-3171

(ただし、土曜及び日曜祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで)

※「全省庁統一資格」は独立行政法人都市再生機構の競争参加資格とは何ら関係ないため、注意されたい。

- ロ 当業務に関し、納入及び迅速なアフターサービスを保証することを「10 納入物品保証書(様式)」により証明し、発注者が認めた者であること。
- ハ 日本国内において発注者が行う立会検査に応じられる者であること。

2 競争参加者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、上記 1 (2) のイ及びロによる必要な証明書等を競争参加資格確認申請書の提出期限までに提出しなければならない。
- (2) 提出された証明書等は、発注者において審査を行うものとし、仕様書に照らし採用し得ると判断した証明書等を添付した場合のみを落札対象とする。

3 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 その他

- (1) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (2) 当社に提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
- (3) 当社に一旦提出された書類は返却しない。
- (4) 当社に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をしたと判断される者の入札は無効とする。
- (6) 本入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時に於いて上記 1 の資格のない者は、開札の対象としない。

3 入札心得書

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ（以下「当社」という。）が締結する令和6年度業務用防災備品の購入等業務の契約に関する競争入札及びその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札等）

第2条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は封かんの上、入札参加者の氏名を明記し、入札説明書に示した期限までに提出しなければならない。

3 入札書は、書留郵便等をもって提出するものとする。封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に件名、開札日時を記載し、提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書の押印を省略する場合は、中封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書は、提出期限までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者が代理人をして入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札書には、総額を記載すること。なお根拠資料として、入札価格の内訳明細書を添付すること。

8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札参加者は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札書の提出期限までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第3条 入札に当たっては、あらかじめ入札金額の内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書の引換の禁止）

第5条 入札参加者は、入札書を提出後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札金額の記載を訂正したとき。

四 入札書の金額と内訳書の金額が一致しないとき。

五 入札者（代理人を含む。）の記名押印のないときまたは記名（法人の場合はその名

称及び代表者の記名)の判然としないとき。(押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。)

六 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額またはこれを超える金額をもって入札を行ったとき。

七 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき。

八 明らかに連合によると認められるとき。

九 第2条第9項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、当社の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせたうえで、入札説明書に示した場所及び日時に行うものとする。なお、入札者又はその代理人の立会いは不可とする。

(落札者の決定)

第8条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第9条 開札の結果、落札者がいないときは、別に日時を定めて、再度の入札を行うものとする。

2 前項の再度の入札は、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、または材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶことまたは契約を履行することを妨げた者

四 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に

当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

七 不誠実な入札をなしたと認められた者

(契約書の提出)

第 12 条 落札者は、落札決定の日から 7 日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

(異議の申立)

第 13 条 入札参加者は、入札後この心得書、入札説明書及び仕様書等の説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）を提出してください。
なお、委任事項に契約行為等を含まない場合は、委任状の押印を省略することが可能です。押印を省略する場合は、委任状の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載してください。また、入札書の押印を省略する場合は、使用印鑑届及び印鑑証明書正本の提出は不要です。

以 上

4 入札書及び封筒（様式）

入 札 書

金 _____ 円也（税抜）

※同封する内訳書の総額と同額であること

ただし、令和6年度業務用防災備品の購入等業務...

入札及び見積心得書（物品購入等）及び入札説明書記載内容を承諾の上、
入札します。

年 月 日

住 所
氏 名

印 ※

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 東日本業務センター
センター長 藤田 克己 殿

開札結果通知先ファクシミリ番号

()

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 ：

連絡先（電話番号）2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

5 内訳書（様式）

〔税 別〕

品名	単位	予定数量 ①	単価 ②	合計 (①×②)
手回し懐中電灯	個	137		
ハンドマイク	基	126		
蠟燭	個	158		
ツルハシ	本	75		
カケヤ	本	92		
ハシゴ（脚立）	脚	90		
リヤカー	台	6		
土嚢用袋	枚	48,800		
投光器	基	69		
投光器用三脚	本	69		
ガムテープ	個	801		
バリケード	個	1,680		
標識ロープ	巻	194		
カラーコーン	本	5,662		
カラーコーンベース	個	5,662		
コーン用アダプター一体型警告灯	個	5,662		
ベニヤ板	枚	959		
単管パイプ	本	891		
エンドキャップ	個	1,250		
クランプ	個	507		
クランプカバー	個	491		
クランプナット回し	個	33		
防水シート	枚	3,828		
ビニール袋	袋	833		
ガス発電機	基	151		
エンジンオイル	本	292		
カートリッジガス	箱	674		
担架	台	97		
合計金額				

※それぞれの単価には、配送費等一切の諸経費を含んだ価格を計上すること。

※合計金額は入札金額と同額となること。また、当該内訳書を入札書と同封すること。

中封筒見本

表	裏
独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ 東日本業務センター センター長 藤田 克己 殿 件名…令和6年度業務用防災備品の購入等業務 入札書 開札日時…令和6年7月10日 午前10時 (押印省略)※	住所 商号又は名称 氏名

※ 押印を省略する場合は、封筒に「（押印省略）」と朱書きすること。

※ 「委任状」は封入しないこと。

※ 「使用印鑑届」（「印鑑証明書」添付）を同時に提出の際は、同封しないこと。

6 委任状（様式）

（押印する場合 ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須）

委 任 状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ東日本業務センターの発注する「令和6年度業務用防災備品の購入等業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する一切の件

代 理 人 使用印鑑	
---------------	--

年 月 日

（委任者）住 所 ○○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○株式会社
代 表 者 代表取締役 ○○ ○○ 印

（受任者）住 所 ○○○○○○○○○○
氏 名 ○○ ○○ 印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 東日本業務センター
センター長 藤田 克己 殿

- 注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
2 委任事項は、明確に記載すること。

(押印する場合 ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須)

復代理委任狀

私は を復代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ東日本業務センターの発注する「令和6年度業務用防災備品の購入等業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する一切の件

復代理人 使用印鑑	
--------------	--

年 月 日

(委任者) 住 所 ○○○○○○○○○○
 商号又は名称 ○○○○株式会社
 所 属 部 署 ○○支店
 氏 名 支店長 ○○ ○○ 印

(受任者) 住 所 ○○○○○○○○○○
 商号又は名称 ○○○○株式会社
 所 属 部 署 ○○支店 ○○部
 氏 名 ○○ ○○ 印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ 東日本業務センター
センター長 藤田 克己 殿

注1 委任事項は、明確に記載すること。

(押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

委 任 状

私は を復代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社U R コミュニティ東日本業務センターの発注する「令和6年度業務用防災備品の購入等業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する一切の件

年 月 日

(委任者) 住 所 ○○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○株式会社
代 表 者 代表取締役 ○○ ○○

(受任者) 住 所 ○○○○○○○○○○
氏 名 ○○ ○○

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社U R コミュニティ 東日本業務センター
センター長 藤田 克己 殿

本件責任者(会社名・部署名・氏名): (株)○○○ ○○部 部長 ○○ ○○
担 当 者(会社名・部署名・氏名): (株)○○○ ○○部 ○○ ○○
連絡先(電話番号) 1 : ○○-○○○○-○○○○
連絡先(電話番号) 2 : ○○-○○○○-○○○○

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

復代理委任狀

私は を復代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社U R コミュニティ東日本業務センターの発注する「令和6年度業務用防災備品の購入等業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する一切の件

年 月 日

(委任者) 住 所 ○○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○株式会社
所 属 部 署 ○○支店
氏 名 支店長 ○○ ○○

(受任者) 住 所 ○○○○○○○○○○
 商号又は名称 ○○○○株式会社
 所 属 部 署 ○○支店 ○○部
 氏 名 ○○ ○○

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ 東日本業務センター
センター長 藤田 克己 殿

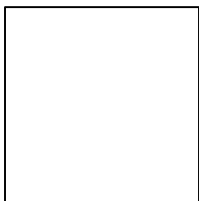
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：(株)〇〇〇 〇〇部 部長 〇〇 〇〇
 担 当 者（会社名・部署名・氏名）：(株)〇〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇
 連絡先（電話番号） 1 : 〇〇- 〇〇〇〇- 〇〇〇〇
 連絡先（電話番号） 2 : 〇〇- 〇〇〇〇- 〇〇〇〇

注1 委任事項は、明確に記載すること。
2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

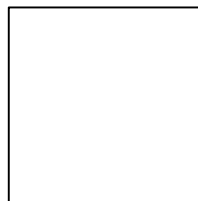
7 使用印鑑届（様式）

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 東日本業務センター

センター長 藤田 克己 殿

注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。

2 使用印を届け出る本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

8 競争参加資格確認申請書（様式）

本競争に必要な「物品販売」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

☐申請中⇒新規又は更新 ※申請時の受付印が押印された「受理票」の写しを添付すること。

☐済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 東日本業務センター
センター長 藤田 克己 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和6年5月9日付で揭示のありました「令和6年度業務用防災備品の購入等業務」に関する業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条各号の規定に該当する者でないこと、日本国内において発注者が行う立会検査に応じること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 会社概要書（様式）
- 2 納入物品保証書（様式）

以 上

会 社 概 要 書

称号又は名称、代表者名		
設 立 年 月 日		
本店	所在地	
	電話番号 (F A X)	
最 寄 り の 支 店 営 業 所	所在地	
	電話番号 (F A X)	
	所在地	
	電話番号 (F A X)	
	所在地	
	電話番号 (F A X)	

注）会社案内書等を添付してください。

令和 年 月 日

納入物品保証書

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 東日本業務センター
センター長 藤田 克己 殿

住 所
商号又は名称
代表者
印※

入札件名「令和6年度業務用防災備品の購入等業務」の競争参加に当たり、納入物品については、下記の事項を遵守することを保証いたします。

記

- (1) 納入後1年以内に発注者の使用上の責任によらないものとみられる故障が発生し場合は、受注者は無償で修理又は交換を行うものとする。
- (2) 構造上の欠陥等により重大な故障が発生した場合は、上記(1)に関わらず、発注者と受注者協議の上、受注者は無償で修理又は交換を行うものとする。
- (3) 納入後1年以上経過した物品においても、故障した場合にアフターサービスの窓口として迅速に対応するものとする。

以 上

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：
※2 連絡先（電話番号）1 ：
連絡先（電話番号）2 ：

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

同等品申請書

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 東日本業務センター
センター長 藤田 克己 殿

住 所

社 名

代表者

印※

入札件名「令和6年度業務用防災備品の購入等業務」において仕様書記載の基準品と同等又は同等以上の物品として、「同等品申請明細表」記載の物品をもって応札したく申請いたします。

以 上

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 ：

連絡先（電話番号）2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

同等品申請明細表

提案する物品

○メーカー _____

○製品名 _____

○規格・仕様（別紙による添付も可とする）

--

※ 総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの指標値又は加算値及び評価値）が記載されたメーカーの品質証明書を添付すること。

12 単価契約書

単 価 契 約 書

- 1 契 約 の 名 称 令和6年度業務用防災備品の購入等業務
- 2 仕 様 別添仕様書のとおり。
- 3 契 約 期 間 契約締結日翌日から令和6年8月30日まで
- 4 契 約 単 価 別紙1のとおり。

上記の物品について、発注者と受注者は次の条項によりこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 東京都千代田区神田錦町3-22
テラススクエア9階
氏 名 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
東日本業務センター
センター長 藤田 克己 印

受注者 住 所

氏 名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品（以下「物品」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(発注手続)

第4条 発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の別紙2注文書(以下「注文書」という。)を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限(以下「納期」という。)内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 物品の納入に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(物価の変動に基づく契約単価の改定)

第7条 物価に変動があり、第9条第1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、注文書に基づく物品の納入後、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 第2項の検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入が完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに代品を納入して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(売買代金の支払い)

第9条 受注者は、前項の検査に合格したときは、別紙1の単価表に基づき算定した売買代金(以下「売買代金」という。)を発注者に請求することができる。

2 受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を

発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により第8条第2項又は同条第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（契約不適合責任）

第10条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第11条 発注者は、物品の全部が納入されるまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 納期内又は納期経過後相当の期間内に注文書に基づく物品の納入を完了する見込み

が明らかにないと認められるとき。

三 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 引き渡した物品に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

八 第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第17条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一 納期までに物品の引渡しができないとき。

二 物品に契約不適合があるとき。

三 第12条又は第13条の規定により物品の全部の納入後にこの契約が解除されたとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注

者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第17条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当

該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第18条 発注者の責めに帰すべき理由により第9条第2項の規定による売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第19条 発注者は、引き渡された物品に関し、第8条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第8条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第20条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（適用法令）

第21条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙 1

令和 6 年度業務用防災備品の購入等業務 単価表

品名	仕様	単位	契約単価 (税抜)
手回し懐中電灯	AM・FM ラジオ受信機能 付手回し充電式 LED ライト	個	円
ハンドマイク	15W サイレン付	基	円
蠟燭	60 g 程度／個	個	円
ツルハシ	柄付 900 mm 程度（両又はバチ）	本	円
カケヤ	柄付 900 mm 程度	本	円
ハシゴ（脚立）	天板の高さ 1,680 mm 程度	脚	円
リヤカー	荷台 900 mm×1,350 mm 程度	台	円
土嚢用袋	寸法 620 mm×480 mm 程度 しぼり紐付	枚	円
投光器	300W 口金付	基	円
投光器三脚	伸縮式（1,200 mm～ 2,000 mm 程度） T 型アダプタ付	本	円
ガムテープ	厚さ 0.2 mm（布テープ） 幅 50 mm×長さ 25 m	個	円
バリケード	A 型 800 mm×1,200 mm	個	円
標識ロープ	φ 12 mm×50m	巻	円
カラーコーン	高さ 700 mm 程度 白色反射テープ付	本	円
カラーコーンベース	内径 310 mm 重さ 2kg 程度	個	円
コーン用アダプター 一体型警告灯	コーン用アダプター一体型 ソーラー充電式 LED 工事灯	個	円
ベニヤ板	厚さ 12 mm×長さ 1,800 mm×幅 900 mm 程度	枚	円
単管パイプ	φ 48.6 mm× 厚さ 2.4 mm×長さ 2,000 mm 程度	本	円
エンドキャップ	φ 48.6 単管パイプ用	個	円
クランプ	φ 48.6 単管パイプ用 直交タイプ	個	円
クランプカバー	φ 48.6 単管クランプ用	個	円
クランプナット回し	10 mm・12 mm ナット対応 両口タイプ	個	円

防水シート	仕上がり寸法（縦×横）2,600 mm×5,300 mm 程度	枚	円
ビニール袋	厚さ 0.03 mm 以上(透明色) 120 L 〔10 枚入／袋〕	袋	円
ガス発電機	カセットボンベ式 出力 100V 900VA 以上 50Hz/60Hz （切替式）	基	円
エンジンオイル	API 分類 SE 級以上（SAE 10W-30 又は 10W-40）	本	円
カートリッジガス	LPG(液化ブタン) 250g／本〔3 本入／ 箱〕	箱	円
担架	耐荷重 100 kg 幅 540 mm×長さ 2,100mm×高さ 140 mm 程度 材質（フレーム）アルミ製	台	円

注文書

令和〇年〇〇月〇〇日

殿

以下のとおり注文します。

納品先	住所	電話	納品日時	注文内容		備考
				品目	数量	
〇〇〇〇	〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇町〇 ー〇ー〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	

発注者 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社U R コミュニティ
東日本業務センター 〇〇課
担当 〇〇
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

13 個人情報等の保護に関する特約条項

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した令和6年度業務用防災備品の購入等業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）

二 独立行政法人都市再生機構の顧客に関する情報

三 株式会社URコミュニティの社員に関する情報

（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報等の持出し等の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、発注者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住所	東京都千代田区神田錦町3-22 テラススクエア9階
	氏名	独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ 東日本業務センター センター長 藤田 克己 印

受注者	住所	
	氏名	印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するP C及び通信端末やU S Bメモリ、外付けハードディスクドライブ、C D－R、D V D－R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するP C及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

・送信先への事前連絡

- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、業務受注者についても本規律の適用対象となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

令和 年 月 日

株式会社*****

代表取締役 印 ※1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名： 令和6年度業務用防災備品の購入等業務

1 取扱責任者及び取扱者

[illegible]

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 ：

連絡先（電話番号）2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社U R コミュニティ 東日本業務センター
センター長 藤田 克己 殿

株式会社*****
代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名： 令和6年度業務用防災備品の購入等業務

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 ：
連絡先（電話番号）2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確認結果	備考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全管理措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するＰＣ及び通信端末やＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するＰＣ及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確認内容	確認結果	備考
FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。 ④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8 返還等		
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄してい		

確 認 内 容	確認結果	備考
る。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等している。		
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

14 提出書類一覧表

提出書類一覧表

(法人等名称)

- 1 下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。入札書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないか御確認ください。
- 2 この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、入札書等提出時に御提出ください。
- 3 「発注者使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称	提出 部数	備 考	提出期限	発注者 使用欄
1	競争参加資格確認申請書 (様式)	1 部	有資格者名簿は機構 HP に掲載しているの、登録番号を記載又は該当部分を印刷して添付すること。	令和6年5月27日 (月) 午後5時	
2	会社概要書 (様式)	1 部	会社案内等を添付すること。		
3	納入物品保証書 (様式)	1 部			
4	同等品申請書 (様式)	1 部	基準品以外を提案する場合は提出すること。		
5	入札書 (様式)	1 部	<u>押印を省略する場合は、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。</u>	令和6年7月9日 (火) 正午	
6	内訳書 (様式)	1 部	入札書に同封すること。		

【提出書類作成における注意事項】

※入札説明書等に様式を添付している場合は、当該様式を使用すること。添付してある様式をワープロ等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

※競争参加資格確認申請書提出時に、必要な資格を有するものと認められることを条件に、本調達の入札に参加する場合は、競争参加資格審査申請書を受付した際に独立行政法人都市再生機構が交付する受付票等の写しを添付するものとする。

仕 様 書

1 件名

令和6年度業務用防災備品の購入等業務

2 対象品目（物品）

別紙1「業務用防災備品想定規格等一覧」のとおり
または想定規格と同等又は同等以上の物品と認められたもの

3 納入場所及び数量

別紙2「業務用防災備品配備先及び数量一覧」のとおり

4 納期

令和6年8月30日（金）までに指定の納入場所へ納品

5 納品方法等

- (1) 納品先は別紙2の発注者等（発注者及び納品先を管轄する住まいセンター含む）が指示する場所に納品する。また、物品の搬入にあたっては、発注者等と協議のうえ、搬入場所、団地内外の道路条件、建物の配置等を十分考慮した方法により実施すること。
- (2) 納品時期は、令和6年8月30日（金）までとし、納品日時は契約締結後速やかに発注者等と調整の上決定する。
- (3) 物品の納品後、直ちに発注者等に通知し、物品一覧及び実施状況がわかる書類等を発注者等に提出のうえ発注者等の検査を受けるものとする。この場合、検査に不合格になったときは、新しい物品に取り替えるなど、所要の措置を講ずるものとする。
- (4) 物品の納入時に生じる発生材等について、不要なものは回収する。
- (5) 履行期間中に、物品の取扱説明および軽微な修補について、発注者等及び発注者等が指定する者からの要請があった場合は無償で対応すること。
- (6) 納品に当たっての配送料は、受注者が負担するものとする。

6 特記事項

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において定められている特定調達品目の同等品については、必ず特定調達物品（グリーン購入法適合商品）と

すること。

※（参考）環境省ホームページ（177-182 ページ 20-3 災害備蓄用品参照）

<https://www.env.go.jp/content/000201733.pdf>

7 保証

- （1）納入後1年以内に発注者の使用上の責任によらないものと見られる異常が発生した場合は、受注者は無償で交換するものとする。
- （2）品質上の欠陥等により重大な異常が発生した場合は、前記（1）に関わらず、発注者受注者協議の上、受注者は無償で交換するものとする。

8 留意事項

その他の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、都度、発注者等と協議のうえ、発注者等の指示に従って所要の措置を講ずるものとする。

以 上

業務用防災備品想定規格等一覧

品名	仕様	想定する商品名	単位	同等品
手回し懐中電灯	AM・FM ラジオ受信機能 付手回し充電式 LED ライト	手回し充電ラジオライト BS801GY	個	—
ハンドマイク	15W サイレン付	防滴形メガホン 15W サイレン付 TR-315	基	メガホン メタルホーン 15W サイレン付 (TRM-119)
蠟燭	60 g 程度／個	非常用クリアカップローソ ク(マッチ付) 60 g	個	—
ツルハシ	柄付 900 mm 程度 (両又はバチ)	バチツルハシ 1.5kg	本	—
カケヤ	柄付 900 mm 程度	八角掛矢 ϕ 120 mm	本	—
ハシゴ (脚立)	天板の高さ 1,680 mm 程度	アルミはしご兼用脚立 JOB-180E	脚	—
リヤカー	荷台 900 mm×1,350 mm 程度	折りたたみ式リヤカー HK-150E	台	—
土嚢用袋	寸法 620 mm×480 mm 程度 しぼり紐付	スーパー土のう	枚	—
投光器	300W 口金付	投光器 三芯 TTF-305E	基	リフレクター投光器 (RT-300)
投光器三脚	伸縮式 (1,200 mm～ 2,000 mm 程度) T 型アダプタ付	投光器用三脚 TS-2000ST	本	三脚スタンド (SK-31A)
ガムテープ (※)	厚さ 0.2 mm (布テープ) 幅 50 mm×長さ 25 m	再生 PET 布テープ セキスイ N601	個	—
バリケード	A 型 800 mm×1,200 mm	A 型普及型 AB-1	個	—
標識ロープ	ϕ 12 mm×50m	標準トラロープ TG-1205	巻	—
カラーコーン	高さ 700 mm 程度 白色反射テープ付	三角コーン N163J-R/W	本	—
カラーコーンベース	内径 310 mm 重さ 2kg 程度	コーンベッド 内径 310 ϕ	個	—
コーン用アダプター 体型警告灯	コーン用アダプター体型 ソーラー充電式 LED 工事灯	フラッシュ警告灯 コーン 用アダプター体型	個	—
ベニヤ板	厚さ 12 mm×長さ 1,800 mm ×幅 900 mm 程度	普通合板 2 類 2 等	枚	—
単管パイプ	ϕ 48.6 mm× 厚さ 2.4 mm ×長さ 2,000 mm 程度	ポストジンク単管パイプ (ピン無)	本	—
エンドキャップ	ϕ 48.6 単管パイプ用	単管用保護キャップ(反射 シール付) EA983FV-48	個	—
クランプ	ϕ 48.6 単管パイプ用 直交タイプ	48.6 直交クランプ TTCL	個	—

品名	仕様	想定する商品名	単位	同等品
クランプカバー	φ 48.6 単管クランプ用	クランブル 5011-Y	個	—
クランプナット回し	10 mm・12 mm ナット対応 両口タイプ	角度付板ラチェットレンチ (10 mm×12 mm)	個	—
防水シート	仕上がり寸法 (縦×横) 2,600 mm×5,300 mm 程度	ブルーシート高耐候タイプ #3000 OM2.7×5.4	枚	—
ビニール袋 (※)	厚さ 0.03 mm 以上(透明色) 120 L [10 枚入/袋]	120 L ゴミ袋 (厚み 0.05 mm (透明) LP12-HT (10 枚入)	袋	—
ガス発電機 (※)	カセットボンベ式 出力 100V 900VA 以上 50Hz/60Hz (切替式)	防音型 インバータ発電機 (カセットボンベ式) EF900i SGB2	基	—
エンジンオイル	API 分類 SE 級以上 (SAE 10W-30 又は 10W-40)	ヤマルーブスタンダードプ ラス (MA2) 907933215900	本	—
カートリッジガス	LPG(液化ブタン) 250g/本 [3 本入/箱]	カセットガス (イワタニ) (250g×3 本) CB-250-0R	箱	—
担架	耐荷重 100 kg 幅 540 mm×長さ 2,100mm ×高さ 140 mm 程度 材質 (フレーム) アルミ製	二ツ折担架 (腕固定式)	台	—

(注) 1 想定規格については、同等又は同等以上の物品と認められたものも可とする。

(注) 2 上記防災備品のうち、グリーン適合法に該当する品目 (※) は適合品であること。

業務用防災備品配備先及び数量一覧

別紙 2

住まい センター	防災倉庫		納品先		防災備品																															
	団地名	所在地	場所	管理サービス事務所	所在地	管理サービス事務所 営業時間 (定休日)	手回し 懐中電灯	ハンドマイク	蠟燭	ツルハシ	カケヤ	ハンゴ (脚立)	リヤカー	土嚢用袋	投光器	投光器用 三脚	ガムテープ	バリケード	標識ロープ	カラーコーン	コーンベース	コーン用 信号灯 (アダプタ 一体型)	ベニヤ板	単管パイプ	エンドキャッ プ	クランプ	クランプ カバー	クランプ ナット回し	防水シート	ビニール袋 (10枚入/袋)	ガス発電機	ガス発電機用 エンジンオイル	カートリッジ ガス (3本入/箱)	担架		
							個	基	個	本	本	脚	台	枚	基	本	個	個	巻	本	個	個	枚	本	個	個	個	個	枚	袋	基	本	箱	台		
東京東	亀戸二丁目	江東区亀戸二丁目6	4号棟1階西側	亀戸二丁目	江東区亀戸二丁目6	9:30～13:30/土～17:00(水・日・祝)	0	0	10	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	100	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	7	0	0
東京東	葛西クリーンタウン清新プラザ	江戸川区清新町一丁目3	3-1号棟1階北側	葛西クリーンタウン清新プラザ	江戸川区清新町一丁目3	9:30～17:00(水・日・祝)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	50	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	7	0	0
城北	日の出町	足立区日の出町27	1号棟ビロティ	日の出町	足立区日の出町27	9:30～13:30/土～17:00(水・日・祝)	0	0	0	0	0	14	0	0	3	3	53	0	0	150	150	150	0	0	0	0	0	0	0	270	75	8	4	0	0	
東京北	豊島五丁目	北区豊島五丁目4	5-108号室・空施設	豊島五丁目	北区豊島五丁目4	9:30～17:00(水・日・祝)	0	0	10	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	100	100	100	0	0	0	0	0	0	0	40	50	4	2	0	0	
東京北	赤羽北二丁目	北区赤羽二丁目15-1	1号棟ビロティ	赤羽北二丁目	北区赤羽二丁目15-1	9:30～13:30/土～17:00(水・日・祝)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	100	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	
東京北	光が丘パークタウンプロムナード十番街	練馬区光が丘二丁目10-1	1号棟ビロティ	光が丘PT公園南	練馬区光が丘二丁目五丁目6	9:30～17:00(水・日・祝)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	100	100	100	0	0	0	0	0	0	0	120	25	2	1	0	10	
東京南	南六郷二丁目	大田区南六郷二丁目35	1-108号室(空施設)	南六郷二丁目	大田区南六郷二丁目35	9:30～17:00(水・日・祝)	0	0	0	0	0	0	0	1,200	1	1	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	65	3	2	17	0	
東京南	晴海7(イシド)トリシタ17-ア-パークワ	中央区晴海1-8-5	1階 倉庫(6)	晴海7(イシド)トリシタ17-ア-パークワ	中央区晴海1-8-5	9:30～19:30(日・祝)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	100	100	100	100	43	50	50	50	5	0	0	3	1	76	0	0	
東京南	希望ヶ丘	世田谷区船橋6	給水等管理室西側建物	希望ヶ丘	世田谷区船橋7-1-2	9:30～17:00(水・日・祝)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	500	0	150	150	150	100	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	4	
北多摩	府中グリーンハイヴ	府中市晴見町一丁目28	7号棟1階南側	府中グリーンハイヴ	府中市晴見町一丁目28	9:30～13:30/土～17:00(水・日・祝)	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	200	200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
北多摩	東中神	昭島市玉川町一丁目3	3号棟1階南側	東中神	昭島市玉川町1-7-2	9:30～13:30/土～17:00(水・日・祝)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	200	200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	
北多摩	ひばりが丘	東久留米市ひばりが丘団地	JIS給水塔西側	ひばりが丘パークヒルズ	西東京市ひばりが丘53号棟	9:30～17:00(水・日・祝)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	40	40	40	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		
南多摩	小山田桜台	町田市小山田桜台1-10	集会所の下階	小山田桜台	町田市小山田桜台1-10	9:30～13:30/土～17:00(水・日・祝)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	157	157	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	24	0	
南多摩	多摩ニュータウンコリナス長池	八王子市別所二丁目12	12-2号受水槽ポンプ室隣	多摩ニュータウンコリナス長池	八王子市別所二丁目12	9:30～13:30/土～17:00(水・日・祝)	10	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	200	200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	5	0	
南多摩	グリーンヒル寺田	八王子市寺田町432	101号棟集会所隣	グリーンヒル寺田	八王子市寺田町432	9:30～13:30/土～17:00(水・日・祝)	21	10	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	133	133	133	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	26	0
北海道	北一条	札幌市中央区北一条西8丁目2番	1階ビロティ	北一条	札幌市中央区北一条西8丁目2番	9:30～12:00(日・祝)	0	5	10	5	5	5	0	1,400	1	1	10	50	10	10	10	10	0	50	0	0	0	0	0	50	10	4	2	14	6	
千葉	千草台	千葉市稲毛区千草台1	1-23と24の間のビロティ	千草台	千葉市稲毛区千草台1-23-10	9:30～17:00(水・日・祝)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	10	70	70	70	0	0	0	0	0	0	0	120	30	3	14	1	0	
千葉	花見川	千葉市花見川区花見川1	2-38管理事務室の隣(203の下)	花見川	千葉市花見川区花見川1-38-101	9:30～17:00(水・日・祝)	0	0	20	0	0	0	0	0	0	1	0	20	0	70	70	70	0	0	0	0	0	0	0	80	30	2	14	1	0	
千葉	真砂第一	千葉市美浜区真砂4	5-16-5公園側	真砂第一	千葉市美浜区真砂4-4-12	9:30～17:00(水・日・祝)	0	0	10	0	0	0	0	3,000	1	1	0	30	0	70	70	70	0	0	0	0	0	0	0	140	30	2	14	1	1	
千葉	成田ニュータウン加良部四丁目	成田市加良部4-25	2号棟中央階段右側空きスペース	成田ニュータウン横賀台	成田市横賀台3-5-25号棟	9:30～17:00(水・日・祝)	0	0	0	0	0	0	0	1,000	1	1	25	30	5	20	20	20	30	40	0	0	0	0	0	30	10	3	14	1	1	
千葉西	ハイタウン塩浜	市川市塩浜4-2	3号棟裏(コンビニ側)	ハイタウン塩浜	市川市塩浜4-3	9:30～17:00(水・日・祝)	0	0	0	0	0	0	0	3,000	1	1	0	0	0	80	80	80	4	83	0	0	0	0	0	80	23	4	54	0	0	
千葉西	芝山	船橋市芝山1-40	1-40-8 1階倉庫と第一集会所	芝山	船橋市芝山3-10-2	9:30～17:00(水・日・祝)	0	0	10	0	0	0	1	2,600	1	1	6	10	0	80	80	80	3	0	0	0	0	0	0	160	0	2	53	0	8	
千葉西	高津	八千代市高津832-1	3-40第二集会所付近(公民館との間)	高津	八千代市大和田新田15-1街区13号棟101	9:30～17:00(水・日・祝)	0	0	0	0	0	0	0	3,200	1	1	3	9	0	80	80	80	4	0	0	0	0	0	0	80	0	2	53	0	1	
千葉北	牧の原	松戸市牧の原435-1	1-21の1階	牧の原	松戸市牧の原2-5	9:30～17:00(水・日・祝)	0	10	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	70	70	70	0	0	0	0	0	0	0	100	0	3	1	5	0	
千葉北	豊四季台第二	柏市豊四季台2-1	108号棟1階駐輪場付近(公園側入り口)	コンフォール柏豊四季台	柏市豊四季台2-1-26号棟	9:30～17:00(水・日・祝)	0	10	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	70	70	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	5	0	
千葉北	千葉ニュータウン小室/ハイランド	船橋市小室町906	A5号棟1階	千葉ニュータウン小室/ハイランド	船橋市小室町904-A-5号棟	9:30～13:30/土～17:00(水・日・祝)	0	10	0	0	0	0	0	0	1	1	td																			